農畜水產経営応援給付金

新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、経営に支障を生じている**第1次産業事業者**の方々へ支給します。

対 象

町内の第1次産業事業者または法人 (支所・営業所は除く) が対象となり、 令和2年2月から令和3年2月のうち、取引収入が前年同月比で10% 以上減少している場合に、減少の割合で次のように支給されます。

・農業(畜産業・野菜等)、漁業が対象となり、申請は1度限り。

要件	支給額
10%以上減少	100,000 円
20%以上減少	150,000 円
30%以上減少	200,000 円
40%以上減少	250,000 円
50%以上減少	300,000 円

※林業に関する取引収入は対象外となります。

申請書の受付は「令和3年3月31日」まで

※注 意

休業等に伴う事業者の収入の減少、賃料などの経費の補てんを目的とする給付金は、課税対象となりますので、確定申告の際はお気を付けください。

○申請書は、農林課に設置してあります。

役場ホームページからもダウンロードできます。



お問合せ先 農林課農業企画係 四485-2111(241)